

## 第1回 公共施設使用料のあり方検討委員会

平成23年12月16日（金）

庁議室 午前10：00開始

財政課長

お手元の委員会次第に沿って、会議を進めます。

ただいまから、東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会委員の委嘱、任命式を行います。御立席の上、市長より委嘱書、任命書を受け取りください。

【市長、各委員に委嘱書、任命書を交付】

財政課長

市長より御挨拶を申し上げます。

市長

本日は大変お忙しい中、東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会にご出席を賜りましてありがとうございます。

ご出席いただきました皆様方は、日頃より、各方面にて、様々にご活躍され、本市の行政運営に対しましても、ご理解、ご協力いただいております。改めまして、この場をお借りして、御礼申し上げる次第でございます。

さて、本市を取り巻く環境は、バブル経済崩壊後、少子高齢化が進み、担税世代が減少する中、生活保護費を始めとした、社会保障費関係経費が増加し続けている状況でございます。また、今年の3月には、リーマンショックへの対応が道なかばの中、東日本大震災といった過去に経験したことのない大災害が発生し、景気低迷が続く日本経済にとって大きな痛手となりました。

本市においても、こうした環境の変化を受け、財政面において、一向に好転に向けた道筋を見出し得ないのが現状でございます。

私は、2年前に市長に就任し、改めて長として市財政の状況を目の当たりにし、責任の重たさを痛感したところでございます。そして、この間、行財政改革を進めながらも、未だに厳しい財政状況にあるというのが実情でございます。どの時代においても、改革・改善に終わりはないわけですが、私の任期の間、財政健全化に向け最大限努力し続けていくこと、これを肝に銘じて、残り2年間ということになりますが、力を振り絞って、市の財政基盤の健全化に向け、まい進してまいる覚悟でございます。

長くなりましたが、検討をお願いする公共施設使用料のあり方の検討に関しましては、長期にわたり見直しが行われていない状況にあります。

平成22年度、23年度の施政方針においても、改革の7つの道標の一つとして「適正な受益者負担のあり方を検討しなければならない」と掲げております。

これからのご検討に際しましては、この時代に即した、公平性とサービスの側面をも考え合わせた公共施設使用料のあり方について、忌憚のない、活発なご議論をお願いしたいと存じます。

財政課長

以上をもって、東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会委員の委嘱、任命式を終了します。

次に、事務局職員の自己紹介に移ります。

#### 【事務局自己紹介】

財政課長

続いて、各委員の自己紹介をお願いします。

#### 【委員自己紹介】

財政課長

それでは、続きまして、委員長を選任をお願いします。資料5の東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会設置要綱の第5の規定によりまして、委員長は委員の互選となります。資料5になりますが、要綱がございます。この中で第5の規定に委員長は委員の互選となっております。委員長の推薦をお願いします。

〇〇委員

〇〇委員を推薦します。理由は、市民大学運営委員の会長として活躍され、こういった委員会の経歴が長いこと、最後にこの委員会の答申がどうなるかわかりませんが、最終的には市議会で可決されないといけないということで、お引き受けいただきたい。

財政課長

只今、〇〇委員より〇〇委員の推薦がありました。異議はございませんか。

#### 【一同異議なし】

#### 【〇〇委員承諾】

財政課長

それでは、〇〇委員に委員長をお願いすることといたします。

続きまして、副委員長の選任をお願いします。要綱の第5の規定に基づき「副委員長は、委員の内から委員長が指名する」ということとなります。委員長指名をお願いします。

委員長

〇〇委員を指名します。

#### 【〇〇委員承諾】

財政課長

要綱の規定に基づき副委員長は、〇〇委員と決定いたしました。

続きまして、委員長、副委員長から御挨拶をお願いします。

委員長

4、5日前だったと思いますが、京都清水寺の舞台から今年の漢字の一文字「絆」と発表がございました。ある文献を調べておりましたら、日本人の好きな言葉は「出会い」と「御縁」と出ておりました。私たちは今日こうして一堂に会してそれぞれの自己紹介を戴き、それぞれのさまざまな思いをお持ちだと思います。先輩たちが、私たち日本人の心に「御縁」という言葉で縁は異なるもの、合縁奇縁と残してくれました。私たちはこれから一つの目的に向かって、一緒にこのまちをどうするのか、また、それぞれ将来の東久留米のあり様、暮らしをどうするのかといった問題も含めて、この御縁を大切にしながら一つの目的に歩いていくこととなります。今日は大変わくわくしたり、ドキドキしたりと複雑な思いでここに立っております。前置きはさておきまして、只今、当委員会の委員長の指名を戴きました。大変力不足な私ではありますが、この将来に向けての東久留米のあり様等々について一生懸命努めていきたいと考えております。委員皆さんの温かいご理解とお力添えをお寄せくださいませ努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。なお、財務部長を含め、事務局の御担当されるそれぞれの方にも、どうぞ温かいお力添えを賜るよう申し上げます。どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

副委員長

改めまして〇〇です。委員長より副委員長の指名を戴きまして、一生懸命務めさせていただきます。私が幼稚園の頃の黒目川はドブ川のようにありましたが、最近綺麗になり、東久留米がよくなったなあと感じる時があります。その反面、東久留米のここはよくないなあと感じる時も多々あります。個人的には、まろにえホールを使わせていただいたり、図書館を使わせていただいたり、テニスコートの抽選に当たった時には使わせていただいた

りしておりますので、公共施設使用料のあり方については、言いたいことが多々あります。皆さんと一緒に、より良い方向にもっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

財政課長

次に、市長より公共施設使用料のあり方の調査検討事項の依頼を行います。

【委員長に対し調査検討事項を依頼】

【市長公務により退席】

財政課長

これより、委員長に司会進行を移します。

委員長

それではお手元の次第に従って会議を進めます。事務局から何かありますか。

事務局

会議を進めるに当り、資料の確認をお願いします。まず、本日の次第、委員名簿、資料1「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会傍聴についての定め（案）」、資料2①「平成22年度施政方針」資料2②「平成23年度施政方針」、資料3「東久留米市行財政改革アクションプラン」、資料4「東久留米市共通業務運用指針」、資料5「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会設置要綱」、資料6「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会日程及び検討内容（案）」、資料7「東久留米市財政分析」、資料8事務局連絡、以上の資料をご配布しております。

委員長

それでは次の議題に移ります。

議題4「委員会の会議録について」議題5「委員会の傍聴の取り扱いについて」については一括審議とします。事務局に説明を求めます。

事務局

まず、委員会の会議録・傍聴については、東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会設置要綱第10の規定により、要綱に定めていない事項であり、この取り扱いについてご審議、ご決定願います。

まず一点目の「委員会の会議録」については、事務局といたしましては会議録作成の補

助手段として委員会の内容を録音させていただき、要点筆記としたいと考えております。作成した会議録は、次回の委員会において確認していただき、その後、市のホームページへの掲載を考えております。その際、委員のお名前を明記するかどうかについてお諮りしたいと思います。二点目の委員会の傍聴については、資料1「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会傍聴についての定め（案）」【東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会傍聴についての定め（案）の読み上げ】について、審議いただきたいと思ひます。

委員長

事務局から委員会会議録、及び傍聴についての説明がありました。ご質問などがありましたら、ご発言をお願いします。

〇〇委員

傍聴についての定め3条については、委員会開始10分前以降、くじ引き後は傍聴を受け付けないということか。

事務局

会議開始後であっても、席の上限を超えなければ、順次受け付けて入室を許可します。

〇〇委員

第3条1項に、住所氏名を受け付け名簿に記入し係員の指示に従うとあるが、これは傍聴を希望する方が記入するのか、それとも係員が記入することになるのか。

事務局

個人情報ということを考慮し、個別のカードに記入していただき、その後事務局の職員が名簿に転記します。

〇〇委員

傍聴は、規定により必ず許可することになるのか。しばらく使用料の改定を行ってこなかったため値上げが予想される。利用者からみれば、使用料が上がることには反対です。そうすると、忌憚ない意見が抑えられてしまってそれなりの結果しか出ないのではないかと思います。傍聴は受けないということでも問題がないのであれば、受けない方が本音が出るのではないかと思う。

委員長

今の意見について皆さんはどう思われますか。

副委員長

この委員会の、開催日時はホームページなどに掲載されるのか。

事務局

市のホームページに開催日の一週間前から掲載します。また、開催当日については、市本庁舎一階の入り口にも案内が掲示されます。

〇〇委員

会議録に委員の名前を出すかどうかについては、「委員長」「委員」程度の記載とすべきと考えます。

副委員長

我々は本音を言わなければならないため、市のホームページ上には、氏名までは出さなくてよいと思う。

〇〇委員

傍聴の定め第8条のところで、「傍聴人は会議の決定で会議の一部又は全部を公開しないときは速やかに退出しなければならない」とありますが、これは会議の途中からでも退出させる措置か。それとも、傍聴人に次の会議は傍聴できないと告知するものなのか。

事務局

例えば、個人情報の取り扱いなど公開すべきでない議題が発生した時には、その時点で退席していただくこともあります。

傍聴規定の8条については、あくまでも委員会の決定によりとありますので、検討する議題について委員の皆さまより非公開にすべきとの判断をいただいた場合に実施します。前提として委員会の総意があった場合にはそういった措置も可能ととらえていただきたい。従って、委員会の途中で退出いただくこともありますし、場合によっては次回の会議を非公開にすることもあり得ます。

委員長

原則的には大いに公開して、聞いていただきたい。その中の一つとしてこの条項があると理解していただきたい。

副委員長

先ほど〇〇委員がおっしゃった件については、オープンにするということでもいいでしょうか。

委員長

委員会の総意があるときには対応するというので、問題なければそのまま聞いていただくことでいかがか。

会議録について、お諮りします。会議録の発言者の氏名を記載して公表するかなどを含めて御賛同いただけるかどうか。まず、会議録に要点のみ記載することでよろしいでしょうか。

〇〇委員

会議録については、その場でもらっても対処しかねるため、次回の開催時でなく、少なくとも次回開催の3日前には各委員に送っていただきたい。事前に確認し、次回の会議のときに自分の発言とニュアンスが違う場合は発言したい。

事務局

3日前には送付し、確認いただきたいと考えています。なお、事前の確認の際には、各委員の名前を記載しますが、ホームページ等で公表する際には名前は伏せさせていただきます。

委員長

それでは、会議録は要点のみとし、委員の名前は入れないこととしたいと思います。賛成いただける方は挙手をお願いします。

【一同挙手】

委員長

ありがとうございます。それから、議事録の発言内容のチェックについて事務局に補足説明を求めたいと思います。

事務局

3日前を目途に委員に送付し、次回の会議において訂正していきたい。毎回会議の初めにはその時間を取り承認いただきたい。

委員長

会議の時の発言と文章にしたときのニュアンスの違いがあることは多々あるので、各委員より修正の申し出があった場合には、事務局で速やかに訂正していただきたい。

次に、傍聴についてのご意見はありますか。

〇〇委員

私も原則公開でいいのではないかと思います。このような検討委員会は広く公開するものであり、委員の皆さんも市民でありますから市民の立場として本音が出ないということもないのではないのでしょうか。密室の会議でないので広く公開するべきです。素案の段階で大詰めに来た時には一部非公開など委員の総意が図られれば吝かではないが、原則公開で自信を持って発言していくべきです。我々委員には課せられた権限と責任があり、8月の報告に向けていくべきです。

委員長

この委員会の報告書はやがて議会に提出されるのだから、むしろ議員の皆さんには積極的に傍聴していただき、委員会のあり様、熱意なども含めた内容を掴んでいただきたいということで、歓迎したい。

〇〇委員

私も原則公開でよいと思います。

委員長

それでは、当市の公共施設使用料のあり方検討委員会傍聴の定めについて賛成の方は挙手をお願いします。

【一同挙手】

委員長

この二点の議題について、同意を得ました。

【〇〇委員到着】

【〇〇委員挨拶・委嘱】

【委員長傍聴を許可・傍聴者入室】

委員長

次の議題に移ります。公共施設使用料のあり方検討委員会設置経過及び主旨について、事務局からの説明を求めます。



## 事務局

お手元の資料2①「平成22年度施政方針」をご覧ください。この施政方針は、平成22年1月に市長就任後初めての議会に示したものでございます。施政方針は、市長が市の行政を運営するに当たっての方針を表明しているもので、市の現状・課題、今後取り組んでいく施策の内容、方向性といったところが示されております。4ページに「改革7つの道標」についての記述がございます。この項目の一つとして適正な受益者負担のあり方の視点から公共施設使用料の見直しに取り組むことを掲げております。また、資料2②「平成23年度施政方針」の6ページにも同様に公共施設使用料のあり方についての検討が明示されています。本委員会は、この施政方針を踏まえた形で、調査検討していただくこととなります。

つづきまして、資料3「行財政改革アクションプラン（改定版）」をご覧ください。先ほどの「施政方針」でも示しているように、市の将来に向けた改革の取り組みを進めていかななくてはならないわけですが、このアクションプランは今年の8月に改定が行われ、平成27年度までの5カ年間の計画となっております。内容は、各事業別の取り組み事項を示しております。20ページの下段のくぐりに、公共施設使用料の見直しの項目があります。この中の概要をご覧くださいと「公共施設使用料の算定基準及び減額免除規定の見直しを行い、利用者負担と公の負担との適正化を図る。」としております。また、その下の行動計画のところには、平成25年度の改定を予定しており、この計画に基づきまして、今年度から来年度に掛けて委員会で検討を進め、来年8月には市長への報告をしていく予定でございます。検討内容如何によって、条例改正等が必要となった場合には、その事務手続きを行い市民の方々へ周知も行っていきます。予算への反映は、このアクションプランのとおり平成25年度予算へ反映させたいと思っております。

次に資料5「東久留米市公共施設使用料のあり方検討委員会設置要綱」の説明をさせていただきます。まず、設置の目的ですが、第1に「東久留米市が徴収する公共施設使用料について適正な受益者負担のあり方を検討するため、本検討委員会を設置する。」また、第2において「次に掲げる事項について調査、検討し、その結果を東久留米市長に報告する。」としており、その調査・検討対象は「(1)別表第1に掲げる公共施設使用料に関する事項」「(2)別表第1に掲げる公共施設使用料に関する減額及び免除に関する事項」であります。別表1に記載されている施設はすべて条例により、使用料が規定されている施設ということになります。基本的にはこれらの施設を対象に検討していくこととなります。繰り返しのようになりますが、本検討委員会では、これらの公共施設の「使用料算定」と「減額免除」のあり方について検討を行い、「利用者負担」と「公費負担」の適正化を図ることが目的となっております。

資料4「東久留米市共通業務運用指針」4ページをご覧ください。「受益者負担の適正化指針」が示されております。これが本市において業務を遂行して行く上での共通した考え方となってまいります。この指針で示す考え方を踏まえながら、今後、本委員会において

ご議論いただき、結論としていきたいと考えております。5ページに「公共負担と受益者負担の関係」において負担割合について記載がございます。この負担割合の考え方としましては「必需的なのか選択的なのか」「公益性が高いのか私益性が高いのか」といった2つの軸で4つに分類しており、この区分による使用料単価の設定方法を基本として検討をしていく必要があります。4ページには、使用料の「減額・免除の取り扱い」について記載されておりますが「あくまでも特例の扱い」としており、各施設の使用料規定と照らし、どうあるべきか検討していく必要があります。その他として5ページの「受益者負担の適正な周期」については、4年となっておりますが、検討委員会の中でも議論していきたいと思っております。

次に、これまでの検討の経緯について説明させていただきます。過去に遡りますと平成7年に報告書が提出され改定が行われています。その後何度か検討がされていますが改定には至らず、平成7年度以降の改定はされていない状況です。また、平成22年度から庁内で検討委員会が開かれており、現在報告書を策定している状況です。第2回の検討委員会には配布させていただきます。

具体的な検討の中身については、第2回以降に資料を配布し改めて説明させていただきます。

委員長

今、事務局の方から説明がありましたけれども何かご意見ご質問ありますか。

〇〇委員

資料5の別表1に施設の名前が掲載されていますが、この中には無料の施設が入っていません。受益者負担を考えると無料の施設も入っていないかならないと思います。別表1に掲載していない理由の説明をお願いします。

事務局

資料5の別表1については、条例で規定されている施設を列挙しています。現状として無料の施設もありますが、要綱上はそのような施設については記載しておりません。しかし、そのような施設についても今後検討していく必要がある場合は、次回以降の会議で取り上げていきたいと思っております。

〇〇委員

では、別表1の施設にこだわらなくてよいのですね。

事務局

そうなります。

副委員長

無料の施設について、次回までに一覧表にさせていただきたい。

事務局

現在無料となっている施設について、次回表にまとめ提出します。

〇〇委員

無料の施設について、例えばどんなものがあるのか。

【〇〇委員から運動広場、〇〇委員からゲートボール場の施設名が挙がる】

委員長

それでは、事務局は次回の会議までに資料を用意してください。次の議題に移ります。「次回会議の日程並びに議題等について」事務局からの説明を求めます。

事務局

資料6「今後の日程と検討内容」をご覧ください。本日が第1回目の委員会となり、第2回目の開催は、年明けの平成24年1月に開催したいと考えております。その後3回目を2月中に、また4回目以降は、新年度となってまいりますので、あくまでも予定ということになりますが、4月、5月、7月そして8月に2回を予定しております。8月末には、最終的な報告書を完成させ、市長に報告したいと考えております。

検討内容については、進行の状況により変更の必要性が生じてくることも考えられることから、案とさせていただきますしてその都度修正させていただきたい。次回の第2回目開催は、1月18日の水曜日、午前10時を提案します。

委員長

委員の皆さまの都合があるとは思いますが、次回の日程を決めたいと思います。

【一同18日開催に賛成】

委員長

それでは、平成24年1月18日の午前10時から庁議室において第2回公共施設使用料のあり方検討委員会を開催したいと思います。開催が近づきましたら、事務局より通知をお願いします。

事務局

通知は、開催日の1週間前までにはお送りします。また、議事録についても可能な限り、これに合わせてお送りしたいと思っています。

委員長

議題8の事務連絡について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

【資料8説明（開催の通知や委員報酬の支払時期についての事務連絡）】

委員長

それでは第1回検討委員会はこれで終了とします。